

明治安田欧州株式ファンド(愛称:ファザーン)

投資信託協会分類:追加型投信/海外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

明治安田欧州株式ファンドは、明治安田欧州株式マザーファンドへの投資を通じて、欧州の株式を主要投資対象とし、長期的な運用を行います。

MSCIヨーロッパ指数をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。

※MSCIヨーロッパ指数は、欧州諸国企業の株価から構成される指数(インデックス)です。

MSCIインデックスは、MSCI Inc.の知的財産であり、MSCIはMSCI Inc.のサービスマークです。MSCIインデックスに関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的など一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いてインデックスの全部または一部を複製、頒布、使用などすることは禁じられております。またこれらの情報は、信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

マザーファンドにおける欧州主要国の株式等の運用指図に関する権限は、ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。

株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

2. 主要投資対象

明治安田欧州株式マザーファンド受益証券(マザーファンドは、欧州主要国の株式を主要投資対象とします。なお当該株式に直接投資する場合があります。マザーファンドにおける欧州主要国の株式等の運用指図に関する権限は、ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。)

3. 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。投資信託証券(マザーファンドを除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

4. ベンチマーク

MSCIヨーロッパ指数
 ※MSCIヨーロッパ指数は、欧州諸国企業の株価から構成される指数(インデックス)です。MSCIインデックスは、MSCI Inc.の知的財産であり、MSCIはMSCI Inc.のサービスマークです。MSCIインデックスに関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的など一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いてインデックスの全部または一部を複製、頒布、使用などすることは禁じられております。またこれらの情報は、信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

5. 信託設定日

2000年1月28日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

委託会社は、受益権の総口数が10億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8. 決算日

1月20日(休業日の場合は翌営業日)

9. 信託報酬

【信託報酬＝運用期間中の日々¹の基準価額×信託報酬率】

純資産総額に対し、年1.87%(税抜1.7%)

内訳:委託会社0.935%、販売会社0.825%、受託会社0.11%(税抜:委託会社0.85%、販売会社0.75%、受託会社0.1%)

・信託報酬の役務の内容

委託会社:ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価

販売会社:購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価

受託会社:ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

※ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドに対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける運用管理費用(信託報酬)の中から支払われ、その報酬額は純資産総額に対し、以下の通り算出した額とします。

1. マザーファンドの平均純資産総額²が100億円以下の場合、年0.5%の率を乗じて得た金額のうち当ファンドに係る金額。

2. マザーファンドの平均純資産総額が100億円超の場合は、次の通り按分し算出して得た金額のうち当ファンドに係る金額を合計したものとします。マザーファンドの平均純資産総額100億円以下に対応する部分は、年率0.5%

マザーファンドの平均純資産総額100億円超に対応する部分は、年率0.45%

※マザーファンドの平均純資産総額とは、当該マザーファンドの毎計算期間を、最初の6ヵ月間と後半の6ヵ月間とに区分し、それぞれの期間における当該マザーファンドの毎日の信託財産の純資産総額を合計した金額を当該運用日数(休日を含む)で除して得られる額です。

10. 信託報酬以外のコスト

信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.011%(税抜0.01%)を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。

※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額

■当資料は、法令に基づく開示資料ではありません。■「明治安田欧州株式ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、法令の定めにより有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券に投資します(外貨建資産に投資する場合には為替変動リスクもあります。)。ので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、すべて受益者に帰属します。

明治安田欧州株式ファンド(愛称:ファザーン)

投資信託協会分類:追加型投信/海外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

13. お申込手数料

ありません。

14. 換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

毎年1月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。分配金は、無手数料で自動的に再投資されます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

17. 申込不可日

申込日がロンドンの証券取引所が休業日の場合は、ご購入、ご換金のお申込みを受付けないものとします。金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。

18. 課税関係

確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。

19. 損失の可能性

ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて、外国の株式等、値動きのある証券に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預貯金と異なり、投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、金融商品取引法に基づき設立された投資者保護基金の対象です。なお、投資信託は預貯金や保険契約とは異なりますので、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金による支払の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

基準価額×保有口数

注:基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22. 委託会社

明治安田アセットマネジメント株式会社
(ファンドの運用の指図等を行います)

23. 受託会社

みずほ信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理等を行います)
再信託受託銀行:資産管理サービス信託銀行株式会社

24. 基準価額の変動要因等

ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて、外国の株式等、値動きのある証券に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、**金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。**
なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

1. 主な変動要因

①株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

②為替変動リスク

外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けません。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

③信用リスク

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

2. その他の留意点

●有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

●資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

●収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

●当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

■当資料は、法令に基づく開示資料ではありません。■「明治安田欧州株式ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、法令の定めにより有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券に投資します(外貨建資産に投資する場合には為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、すべて受益者に帰属します。